地域リハビリテーション活動支援事業

都留市介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業

都留市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、リハビリテーション専門職などを地域へ派遣し、介護予防の取組に対する助言や指導、技術的支援などを行う、地域リハビリテーション活動支援事業を実施しています。

**①住民への介護予防に関する技術的支援**

市内で介護予防に取り組む、主に65歳以上の方で構成される団体に対して、介護予防に関する筋力トレーニング・栄養指導・口腔ケアまたは認知症予防等の取組を支援します。



**★事業内容★**

例えば…

「通いの場」にリハビリの先生を派遣します。

**③地域ケア会議及びサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援**

リハビリテーション専門職の見立てから要支援者の方などの身体状況などから、サービスの利用を含む日常生活に対する助言等を行います。

**②介護職員への介護予防に関する技術的支援**



専門職のいない介護サービス事業所職員への介護予防に関する助言を行います。



例えば…

ケース会議に専門職を派遣

例えば…

介護事業所に栄養士を派遣



**★派遣できるリハビリテーション等専門職★**

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、運動指導士など適切な職種を派遣いたします。原則として、一団体（一事業所）につき、年度内2回までの派遣となります。

**★制度利用の流れ（費用は無料です）★**

①下記の窓口、または電話にてご相談ください。

②申請書に記入し、下記までご提出ください。

③市で内容等を検討し、実施の決定を判断します。

④決定後、事業の実施となります。

問合先・申込先

都留市役所　長寿介護課

地域包括支援センター

（いきいきプラザ都留内）

電話：0554-46-5114

　＊専門職との調整が必要なため、できる限り希望日

　　の1ヶ月前までに相談申請をお願いします。